

平成 29 年 6 月

建設業者各位

五所川原市総務部管財課

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止について

当市の建設行政については、平素からご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、市では、建設業における少子高齢化に伴う将来の担い手を確保するために技能労働者の処遇を向上する必要があるとともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を図るため、当市で使用する工事請負契約標準約款を改正し、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

また、社会保険等未加入業者に対しては、その趣旨をご理解いただき、早期の加入をお願いいたします。

記

1 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止について

元請業者が、特別な事情がない場合において、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。）を一次下請契約の相手方とすることができないこととしました。

2 約款改正箇所

第 7 条の次に下記の条項を追加しました。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第 7 条の 2 受注者は、次に掲げる届出を行っていない建設業者（当該届出の義務がない建設業者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。）の相手方としてはならない。

（1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場

合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出を行った事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

2 適用年月日

平成29年6月1日以降に公告および指名通知を行う工事より適用します。

連絡先：総務部管財課契約係 電話 0173-35-2111 （内線 2264）